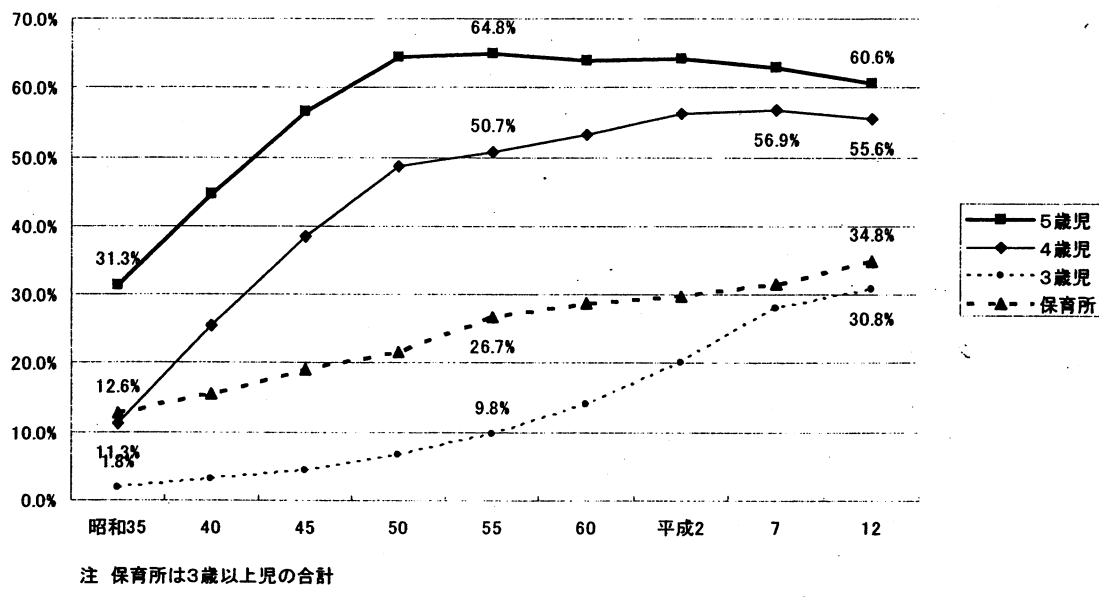


幼稚園と保育所の比較一覧

事 項	幼 稚 園	保 育 所
根 拠 法 令	学校教育法第1条	児童福祉法第7条
目 的	「幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長すること」 (学教法第77条)	「日日保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育すること」 (児福祉法第39条)
機 能 ・ 役 割	満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児を対象に教育を行う学校 (特区においては2歳児入園が可)	保護者の就労等により保育に欠ける乳児又は幼児等を保育する児童福祉施設
設 置 主 体 ・ 管 理 運 営	・ 国、地方公共団体、学校法人が設置 (特区においては株式会社、NPOも可) ・ 運営委託は不可	・ 設置主体制限なし ・ 運営委託(公設民営)が可能
入 園 ・ 入 所	保護者と幼稚園設置者の契約	保護者と市町村の契約 (保育所の設置主体に関係なく、市町村に保育の実施義務がある)
教育・保育内容	幼稚園教育要領 (平成10年12月 文部省告示)	保育所保育指針 (平成11年10月 児童家庭局長通知)
1 日 の 教 育 ・ 保 育 時 間	4時間を標準として各園で定める。 (39週以上)	8時間を原則とし、保育所長が定める。 (約300日)
保 育 料	設置者が定める。 (家庭の所得に応じてその一部を減免する就園奨励事業が行われている。)	市町村ごとに家庭の所得等を勘案して設定。
職 員 配 置 基 準	・ 1学級 35人以下	・ 幼児数：保育士数の基準 0歳 3：1 1・2歳 6：1 3歳 20：1 4・5歳 30：1
教 諭 ・ 保 育 士 の 資 格、取 得 者 数	・ 幼稚園教諭普通免許状 専修(大学院(修士)修了) 1種(大学卒) 2種(短大卒など) 37,549人(H13年度卒業生)	・ 指定保育士養成施設卒 32,610人(H13年度) ・ 保育士試験合格者 4,550人(H14年度)
施 設 数 入 園 ・ 入 所 者 数	14,174 園 1,760,494 人 (平成15年5月現在)	22,272 施設 1,879,349 人 (平成14年4月現在)
職 員 数	108,822 人 (平成15年5月現在)	315,707 人 (平成12年10月現在)
運 営 費 (公費負担等)	・ 運営費は設置者負担が原則。 ・ 国は私立幼稚園に対し助成を行う都道府県への補助、就園奨励事業を行う市町村への補助を実施。 約8,041億円(平成14年度予算ベース) うち 国 約446億円 地 方 約4,048億円 保 護 者 約3,547億円	・ 市町村が支弁した費用から利用者負担額を控除したものを国1/2、都道府県1/4、市町村1/4で負担 約15,060億円(平成14年度予算ベース) うち 国 約4,071億円 地 方 約4,071億円 利 用 者 約6,918億円

○幼稚園就園率・保育所入所率の推移



○就学前教育・保育の実施状況 (平成13年度)

区分	幼稚園	保育所※	その他	該当年齢人口
3歳児	38万人 (約32%)	41万人 (約34%)	40万人 (約34%)	119万人 (100%)
4歳児	66万人 (約55%)	44万人 (約37%)	10万人 (約8%)	120万人 (100%)
5歳児	71万人 (約60%)	43万人 (約36%)	4万人 (約3%)	118万人 (100%)
合計	175万人 (約49%)	128万人 (約36%)	54万人 (約15%)	357万人 (100%)

() は該当年齢人口に対する割合

※ 0～2歳児(約49万人)は除く。

- ・幼稚園については、「学校基本調査報告書」による。
- ・保育所については、「社会福祉施設等調査報告」(厚生労働省)により、文部科学省において推計。
- ・該当年齢人口については、「年次別出生数」(厚生労働省)により文部科学省において推計。